

阿連のほうから2歳の児童を今里の保育所の中で預かってくれというふうなことを通されて、話が折り合うた話を耳にしておりましたもんですから、いいことやなと思ひまして、大船越の保育所に2歳児の、雞知でオーバーした方の何とか救う場所がでんかなという思いできょう立っております。そこらあたりを、また部内で検討されまして、非常にいいことじゃないですか。40名の定員に対して18名やった、現状は。これは幾らでも入るがなど。

そういうことで、きょうの話がどうなのか、待っとるかもしれません。電話が何遍かございました。私はお願いするしかできませんが、ひとつ、このことをまた担当部長、保育所の現場も話しながら、何とかそういうふうなことに。せつかく、子供が3人ですよ。いいことじゃないですか。少子化対策をどうしましょう、こういうときに、スムーズに入られる、やはり環境をつくってほしいと市長のほうにお願いいたしまして、もう時間ですから一般質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（小川 廣康君） 以上で、これで大浦孝司君の一般質問は終わりましたが、私から一言お願ひを申し上げます。

今のやりとりの中で、いろんな大きな団体あるいは会社等の信用問題にかかわる発言があつております。これは、議員の一般質問の申し合わせ事項の2項にも上げておりますけど、団体、会社等のそれぞれ会社の中身等については、その審査に慎重を期して議場で発言をしていただきますように、今のやりとりの中でそれを感じましたので、今後十分に御注意を願ひたいと思います。

○議長（小川 廣康君） これで午前中の日程を終わります。

暫時休憩いたします。午後の再開を1時ちょうどいたします。

午前11時44分休憩

午後1時00分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。10番、小田昭人君。

○議員（10番 小田 昭人君） 会派、未来研究会の小田でございます。お腹もいっぱいとなり、眠たい時間帯でございますけど、しばらくの間、御辛抱願ひたいと思います。

一般質問に入ります前に、行幸啓記念碑の移転建立について御報告させていただきます。

なぜかと言いますと、私、財部市長時代に、このことについて一般質問をいたしました。財部市長の答弁は、政教分離とかわけのわからない答弁で逃げられましたが、その後、日本会議対馬支部の会議の席上、議論がなされまして、最終的には長崎県日本会議に相談し、日本会議本部まで話が持ち上がり、協賛金を募ってまいりました。対馬市民はもちろんのこと、議員からも御賛

同いただきました。この場をかりまして、厚くお礼申し上げます。どうもありがとうございました。その結果、155件の130万円余りの協賛金をいただき、念願でありました行幸啓記念碑の移転建立ができました。

なお、建立場所は、竹敷の海上自衛隊の御協力を賜り、自衛隊の上り口の左の広場に建立をいたしております。日本会議対馬支部長は松井雅美であります。私も幹事をしております関係上、また冒頭言いましたとおり、過去に一般質問をいたしましたので、この場をかりて御報告させていただきます。

後は、記念碑の写真とお礼の封書が郵送される予定となっておりますので、御報告申し上げまして、通告に従い、一般質問に入らせていただきます。

まず、第1点は、対馬市が契約しているコピー機等の賃貸借契約についてお尋ねします。

自治体の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、そしてせり売りの4種類があるわけですが、コピー機等の賃貸借契約は、対馬市の場合は指名競争入札か随意契約で契約が成立しているものと思っております。随意契約について、対馬の統一見解が出ていない現状では質問もしにくいわけですが、私の見解を申し上げ、市長の見解を求めます。

随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項で、1号から7号まで列挙されています。コピー機の随意契約は、1号のウの物件の借入れで契約がなされているものと思っております。対馬市契約規則では、物件の借入れは40万円と定められています。この40万円につきましては、地方自治法施行令で、各自自治体でそれぞれ自治令で示す金額を上回らないように設定しなさいということで、対馬市も自治令と全く一緒の金額で設定をされています。予定価格が40万円を超えなければ随意契約できるわけですが、貸借の契約にあつては、予定賃借料の年額または総額で判断することとなっております。

ここで問題となるのが、年額で判断するか、総額で判断するかが、対馬市の場合、取り決めがありません。例えば、コピー機の予定賃借料を40万円とした場合、年額で判断すれば随意契約ができるわけですが、コピー機のリース期間を5年間とすれば予定賃借料は総額200万円となるわけですが、年額で判断すれば随意契約ができるわけですが、

私の見解は、年度契約であれば年額で判断し、複数年契約であれば総額で判断すべきと思えます。全て年額で判断すれば、どんなときに総額という言葉を用いるのでしょうか。総額という言葉がひとり歩きしてしまうような感じがいたします。

対馬市契約規則では、工事または製造の請負130万円、財産の借入れ80万円、物件の借入れ、今言いましたように40万円、財産の売払い30万円、物件の貸付け30万円などとなっております。予定価格がこれらの金額を超えなければ、随意契約ができるわけですが、随意契約は、競争入札と違って、あくまで金額が少額の場合あるいは事務の簡略化などに適用されるもの

と思っております。今言いましたように、予定賃貸借料が200万円になっても少額と言えるのでしょうか。複数年契約であっても予定価格を年額で判断するかどうか、市長の見解を求めます。

次に、私が入手した資料によりますと、予定価格を年額で見ても40万を超えているにもかかわらず、随意契約で数件契約が締結されています。随意契約ができる1号から7号までのうち、1号で随意契約していれば違法な契約になります。契約解除をして、新たに指名競争入札をすべきと思いますが、市長の見解を求めます。

対馬市契約規則第17条で、契約が成立していれば、随意契約のときは特別な理由がない限り、2人以上からの見積書を取るようになっています。予定価格が30万円を超えないときは、1人の見積書でよいこととなっていますが、予定価格が30万円を超えているにもかかわらず、8件が1人の見積もりで契約がなされています。対馬市の契約規則に違反するものと思いますが、市長の見解を求めます。

市の公開条例で入手した資料によりますと、全てではありませんが、コピー機等の賃貸借契約が総数で69件、うち教育委員会が44件で、指名競争入札が7件、残りの37件については随意契約となっております。1者からの見積もりで契約されているのが19件あります。それから、教育委員会関係を除く市役所本庁、出先機関、事務局などの契約件数が25件、全てが随意契約となっております。しかも、22件が1者からの見積もりで契約が締結されております。また、賃貸借契約総数69件のうち、40件が東京都、福岡市、長崎市の業者と契約締結しています。

市長のお尋ねします。契約書を見ていないのでよくわかりませんが、島外の業者が保守点検をする旨、私の資料にはあります。本当に島外から保守点検に来ているのでしょうか。月に1回か2回か、わかりませんが、本当に島外の業者が保守点検に来ているかどうか、お尋ねします。

次に、道路管理についてお尋ねします。今回は、特に市道についてお尋ねします。

定期的に道路パトロールを実施しているかどうかをお尋ねします。

また、6月定例会の折、黒田議員が一般質問の際、質問の前に、バス運転手あるいはトラック運転手が道路事情が悪く運行の妨げになっている等々の説明がありました。そのとき、市長は自席でメモをとっておられましたので、そのメモ書きの真意をお尋ねします。

また、通告には書いておりませんでしたけど、道路管理の観点から、私の考えを市長にお尋ねしますので、市長の見解を求めます。

市道の状況について、対馬交通にお願いし情報システムが確立されないか、お尋ねします。市道が何百キロあって、うちバス路線が何百キロ運行しているか、私も把握しておりませんが、バス運転手が一番道路状況を把握しているものと思います。ほかには、タクシーあるいは職員もかなり通勤しておられるでしょう。それから郵便局の配達員あるいは宅配便等々ございますけど、やはり乗用車とバイク、そして大型バスとは道路の運転状況が全然違いますので、私はバス運転

手が道路情報を一番よくわかっているんじゃないだろうか。例えば国・県道の通報であっても、対馬市から振興局のほうに連絡すれば、それで足りるものと思っております。対馬交通にお願いし、道路情報の業務提供が考えられないか、市長にお尋ねいたします。

次に、事故繰越についてお尋ねします。

繰越明許費については議会の議決が必要であります。事故繰越につきましては、議会の議決は必要ではありません。ただし、5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会で報告をするようになっております。6月の定例会に主にされるものと思っておりますけど、私が議員になって3期目でございますけど、事故繰越の報告を受けた記憶が全くございません。わかる範囲で結構ですので、過去、事故繰越があったかどうか、お尋ねします。

以上です。あとは一問一答でお願いします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 小田議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、御指摘のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号におきまして、貸借の契約にあつては予定貸借料の年額または総額が40万円を超えないものについては随意契約を締結することができるものと規定されております。その中の年額または総額のいずれで判断をするのかということですが、法的には会計検査院の判断からも、いずれも可能と認識しております。

本市におけるコピー機等の契約につきましては、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び施行規則に基づき、各担当部署におきまして執行しておりますが、年額または総額の取扱いについては、それぞれの部署において判断されておりました。

今後につきましては、随意契約を締結することができる金額につきまして、年額または総額のいずれで判断することが適切であるか検討し、全庁的に周知徹底をしてみたいと考えております。

そこで、先ほどの質問の中でも、市長の見解はということございましたけども、このことにつきましては、長期継続契約制度の運用要領におきまして、予定価格の設定基準は契約初年度の支出予定額、いわゆる年額と定めております。そういうことから、年額を適用することが適切ではないかというふうに考えているところでございます。

次に、対馬市契約規則第17条は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の随意契約ができる契約の種類に応じた金額につきまして規則で定めたものであります。年額が40万円を超える契約については、特別の事由がない限り、指名競争入札により契約を行うこととされておりますが、数件、随意契約による適切でない契約方法を確認いたしております。また、対馬市契約規則第18条において、随意契約によろうとするときは、30万円を超えるものについては

2者以上の見積書の聴取が必要であります、これも数件、規定に沿わない事務処理を確認しております。

地方自治制度研究会編集の地方財務実務提要によりますと、自治法等の契約に関する規定はその大部分が手続的な規定であり、手続に違反して契約を締結しても、契約手続に関する規定違反はあるものの、契約そのものは有効に成立し契約の効力に何ら影響を及ぼさないというふうにされております。

今後は、法令遵守の徹底に取り組んでまいります。御理解賜りますよう、お願いいたします。

次に、2点目の道路の管理についてでございますが、本市が管理する市道は1,541路線、総延長は844.8キロメートルで、上対馬振興部、中対馬振興部、建設部の3つの部署で地域を分担し、管理をしているところでございます。

議員御質問の市道のパトロールでございますが、上対馬振興部においては、毎週金曜日に道路整備員が幹線道路を中心に実施しており、中対馬振興部においては、定期的には実施していませんが、降雨時等で整備作業ができない日に、道路整備員が幹線道路を中心に実施しております。建設部におきましては、定期的ではありませんが、道路整備員が月に2回から3回、幹線道路を中心に実施しているところでございます。

また、台風、豪雨、強風等の後には、3部署とも幹線道路を中心にパトロールを実施しておりますが、路線数が多く延長も長い為、全路線について定期的なパトロールを実施するのは困難な状況でございます。そのため、交通量の少ない路線等につきましては、地域の皆様からの通報はもとより、平成28年度に日本郵便株式会社対馬市内郵便局様と締結いたしました協定によりまして、道路の異状等が早期に把握できるよう努めているところであります。

次に、前回の議会のほうで、黒田議員が質問に入る前に道路についての報告をされた際の私のメモの真意はということでございますが、このことにつきましては、黒田議員のお話が通告された質問以外の内容でございましたので、議会終了後に担当課に指示する予定でメモをとった次第であります。黒田議員御指摘の道路の枝等の撤去につきましては、路肩の木の生長が著しく、対象となる路線も多く、また所有者の了解が必要となることもあります。そのため、バス路線を優先し、順次対応しているところでございます。

その中で、先ほども、このバスの関係でバスの運行事業者との協定等は結べないかということでありましたけども、議員おっしゃられるように、今現在は日本郵政株式会社、対馬市内の郵便局様と協定を結んでいるところでございます。また、このバスのほうにつきましては、議員もおっしゃられたように、高い位置から見る、また視野が違ってまいりますので、このことにつきましても、大型車両の目線でないと気づかない部分もあるということで、バス運行事業者、建設業協会等に、今後、協力をお願いしていきたいというふうに思っております。

最後に、対馬市市政施行後において、事故繰越事案はないかということでございますけども、事故繰越事案はありません。繰越明許費は、歳出予算の経費のうち、年度内に支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより繰り越すものであり、年度内に契約その他の行為がされていないものについても可能であります。一方、事故繰越は、避けることのできない事故、風水害等でございますけども、このために年度内に支出が終わらない場合に行うものであり、予算で定めることを必要とせず、予算執行の段階において市長の権限として行い、年度内に契約その他が行為されていることが必要となります。

繰越明許費と事故繰越の制度はきわめて類似した制度でありますけども、国の事務次官通知では、事故繰越の運用に当たっては、法の主旨に従い、特に慎重を期せられたいとの通知があつているところでございます。また、予算執行の適正化を期することからも、議会の審議を経る繰越明許費の制度を活用することが適正であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 10番、小田昭人君。

○議員（10番 小田 昭人君） 随意契約の年額か総額かは、今度は年額で対応したいということでございます。随意契約につきましては、絶対しなさいという要件ではございませんので、10万であろうと、20万であろうと、指名競争入札はされるわけですから。この要件は絶対しなさいということじゃないです。できますよということですから。今後は、やはり一般に用いる指名競争入札でやっていただきたいと思えます。

ところで、対馬のコピー会社、指名願、出ている会社は対馬で何件ありますか。お尋ねします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 担当部長のほうに答弁させますけども、その前に、年額にすることで、今後全て指名競争入札でということでございますけども、これはあくまでこの法制度を利用して、40万円を超えない範囲につきましては随意契約はできるということになっておりますので、このことについては随意契約を最大限利用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 市内のリース業者の指名の数でございますが、申しわけございません。本日、資料持ち合わせておりませんので、お答えすることはできません。御了承のほど、お願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 10番、小田昭人君。

○議員（10番 小田 昭人君） それから、市長、69件総数のうち、40件が東京、福岡、長崎の業者と随意契約なんです。保守点検をしますという、私の資料にありますけど、契約書を見ないもんですからわかりませんが、本当に本土から月に1回保守点検してあるかどうかわ

かりませんが、来てあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 保守点検業者が本当に島外から来島して点検をされているのかという質問でございますが、島内にそれぞれ代理店を置いているようでございまして、代理店の技術者が定期的に保守点検、または故障等がありましたら、こちらからの連絡に基づいて来庁して対応をいただいている状況でございます。

○議長（小川 廣康君） 10番、小田昭人君。

○議員（10番 小田 昭人君） 代理店ということであれば、対馬支店とか何かということになるかと思うんですが、A業者とB業者、全然関係ないんですけど、A業者が納入、保守点検しますと。そして、B業者に、全然関係ないんですけど、業務提携とか何か結んどった場合、それでも指名もされとらん、契約もされていない対馬のB業者が保守点検をしてもいいということですか。代理店を置いとれば、その代理店と契約すれば私は足りると思いますけど、わざわざ長崎市の業者と契約しないでも。そのところはどうかですか。

○議長（小川 廣康君） どなたが答弁されますか。質問の趣旨はわかりますか。（「もう一回」と呼ぶ者あり）

○議員（10番 小田 昭人君） もう一回言います。

○議長（小川 廣康君） 10番、小田昭人君。

○議員（10番 小田 昭人君） 長崎市に本社がありまして、対馬に対馬支店としておれば、わざわざ長崎の業者と契約しなくても、対馬の業者でいいじゃないかと思っとるんです。

それと、長崎市の本社で契約して、全然関係ない対馬の業者が保守点検をしますと、業務提携結んでおるかどうかしりませんが。それでも、契約した長崎の業者が保守点検をしたとみなしてもいいとですかって、こんなに聞いとるんです。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 代理店の関係だと思っんですけども、要は長崎に本社を有する会社が、そういう機器類の関係で対馬の事業者の方と代理店契約を結んでおれば、そこに保守等を委託することは可能であるというふうに考えております。

それと、あと1点目が、対馬の……。すいません、1点目。

○議長（小川 廣康君） 10番、小田昭人君。

○議員（10番 小田 昭人君） 代理店でない全然関係ない対馬の業者と、業務提携といいますが、それを結んどけば、対馬の業者が保守点検はされるんですかと聞いとるんです。契約上、対馬の業者は何も出てきませんよ。保守契約もしていない。リース契約もしていない。ただ、契約した会社が全然関係ない対馬の業者と業務提携を結んどった場合は、その業者が保守点検しても

構いませんかと私は聞いとるんです。工事請負の下請けと一緒にです。下請けも届けはしていないで下請けしたでしょう。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） そういった件につきましては、もう少し私たちも調べてみたいとは思いますが、ただ、今の段階で、全てがですね、代理店契約を結んでおれば私は可能であると思えますけども、ただ、保守だけの代理契約ちゅうのはちょっとあり得んのかなというふうに思っております。

これは、もう少しこちらのほうでも調べてみたいというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 10番、小田昭人君。

○議員（10番 小田 昭人君） 私が入手した資料によりますと、東京のリース会社が、福岡のベンチャーじゃない、2社と契約しておるんです、対馬市の場合。東京がリースして、納入するのは福岡の業者、保守点検もしますよと書いてある。契約内容はよくわかりません。そういうことがあったもんですから、ちょっとお尋ねをいたしました。

それから、道路管理につきまして、私が何で黒田議員の真意を聞いたかと申しますと、私は、比田勝市長が休憩時間に黒田議員に場所を聞いて、本庁に電話して、そして早急に現場にやったかなと私自身思ったもんですから真意を聞いたんです。黒田議員もおっしゃいましたように、右も左もどちらを通っていいかわからんと、交通事故もいつ起こるかわからないということでございますので、やはり場所を聞かれて現地に派遣するなり、早急な対応をお願いしたいと思えます。

私も、バスの運転手から、以前話を聞いておりまして、8月31日に黒田議員と2人で残暑厳しい中行ってまいりました。これは、大型バスの路線が通っております。このような状態です。ちょっと写真が小さいですから、見にくいかと思えますけど。この写真は、バス路線は通っておりませんが、生活用道路として恐らく毎日使われているかと思えます。それから、バスの高さが、私が調べた車種では3メートル40、これは車種で若干違ってくると思えますけど。幅が2メートル50、長さが約20メートルです。黒田議員、1メートル70ぐらいありますけど、竹の棒を1メートルつくって持っていきましたけども、手を伸ばしたら、たうような雑木があります。そして、誰かがやはり道路脇の雑草は伐採をしてありました。

それから、黒田議員が訪ねたかどうかわかりませんが、臨港道路、樽ヶ浜の、対馬病院に通じます。黒田議員の話が耳に入ったかどうかわかりませけど、あそこは県の管理でございますけど、根から伐採してありました。私もしょっちゅうあそこは通るんですけど、わあ、ここはもうバスは左も右も通れんばいなと思ったら、きれいに伐採をしてありました。

それから、美津島町の行政サービスセンターと本庁の管轄区域も私はよくわかりませんが、あの美津島行政サービスセンターの職員配置では現場は無理です。窓口事務でしょう、職員のあ



の人数配置からすれば。自衛隊で言えば、背広組ですよ。現場まで、早急な場合は出向かないといけませんけど、道路管理とかその他、水道課はおりますけど、現場は恐らくあの職員の人員配置では無理じゃなかろうかと思っております。そうですね、窓口でも、本当、何人かはおりませんから。そして、幾ら道路の伐採を頼んでも、業者がどこで何を仕事をしているか、1件もつかまえない状態ですから、現場に出向くこともありませんから。私も本庁まで行きました、8月初めごろ。この道路状況について行きましたけど、何か区長さんが連絡がとれないということで、いまだ本庁から何の連絡もあっておりません。

それから、事故繰越につきましては、6町時代は毎年必ずありました。遅延工事で引責辞任された首長も過去おられます。議員が3月20日、15日ごろになったら、カメラ持ってずっと現場に出向いて、それで引責辞任された。私が思うには、繰越明許費に全て持っていつているんじゃないかと、こう疑ったんです。幸い、議員代表の監査委員もかわられましたので、3月末、特に出納整理期間中は、目を磨いて、監査に従事していただきたいと思います。

市長、検査立ち会いをしても、絶対間違いないですね。事故繰越はありませんね。わかりました。

それから、もう一回コピーについてお尋ねしますが、対馬の業者から聞きますと、指名入札がありよるかどうかわからんと。それで、この9月30日に、学校の1つの契約で10台、これが随意契約5年リースが切れるそうです。そして、8月末に指名競争入札に変わったと。これは、非常にいいことだと思います。市長に聞くより、指名審査委員の桐谷副市長がいいかと思えますけど、市長、お答えができれば、変わったいきさつを。非常にいいことなんですよ、指名させて、お互い争い合って入札するという事は、学校10校の、これは1セットで契約がなされております。これが9月30日でリース期間が切れるそうです。よかったら、お答え願います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） これにつきましては、教育委員会の所管ということでございますので、ちょっと教育部長のほうに答弁をお願いしようというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川 善美君） すいません。ただいまの御質問に対しまして、手元に資料ございませんので、ちょっと帰ってからでも確認をさせていただきたいと思っております。大変申しわけございません。

○議長（小川 廣康君） 10番、小田昭人君。

○議員（10番 小田 昭人君） これは、鶏が先か、卵が先かということでございますけど、指名委員会は本庁にはかないでしょう。教育委員会が随契から指名にしましようと言うものなのか、指名委員会のみずから指名でやったのかは、どんなの。8月、たしか28日とか聞きました

けど。学校10校のコピー機を1つの契約でしておりますよ。後で結構です。教育委員会が伺い立てたのか、指名委員会が自主的にやったのか、わかればお答え願います。

○議長（小川 廣康君） 副市長、桐谷雅宣君。

○副市長（桐谷 雅宣君） ただいまのお尋ねでございますけれども、基本的に指名委員会の所管事項は、まず建設工事は当然でございます。次に、建設工事等に係るところの委託事務事業等が指名委員会の所管でございまして、このように物件等のリース、借入れ等々については、それぞれ所管部のほうで対応いたしておりますというところでございます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 10番、小田昭人君。

○議員（10番 小田 昭人君） そしたら、教育委員会が随意契約をしていたけど、今度は指名競争入札をしたいということで指名審査委員会に話を持ちかけたと、こういう解釈でいいんですか。

○議長（小川 廣康君） 副市長、桐谷雅宣君。

○副市長（桐谷 雅宣君） 指名委員会の所管は、建設工事並びに建設工事に係るところの委託事業の業務が指名委員会の所管でございまして、それ以外の物件の借入れ、例えば。そして、今回みたいな物件の借入れ等々につきましては、もうそれぞれ所管部のほうで判断をいたすということでございます。

○議長（小川 廣康君） 10番、小田昭人君。

○議員（10番 小田 昭人君） 理解をいたしました。今後も、各部署でそれぞれの賃貸契約はしていくと。ただし、年額で見るか総額で見るかは統一したいという見解でよろしいですね。わかりました。

少々時間がありますけど、私の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小川 廣康君） これで、小田昭人君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 暫時休憩をいたします。

再開を2時ちょうどからいたします。

午後1時43分休憩

午後1時58分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。4番、春田新一君。